

総務省令第二十号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三条第二項の規定に基づき、小売物価統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月十七日

総務大臣 鳩山 邦夫

小売物価統計調査規則の一部を改正する省令

小売物価統計調査規則（昭和五十七年総理府令第六号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「三年間、」を「三年間、調査票の内容（特定の個人を識別することができる事項に係る部分を除く。）が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。）及び」に改め、「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）」を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。